

第四期対応版

中山間直接支払制度

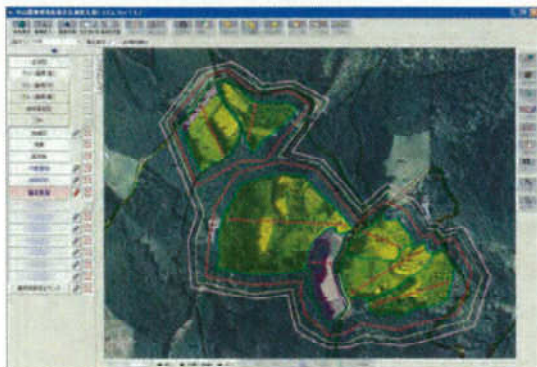


第4785211号

支援システム

長年の実績により、一元管理が可能になりました。

新機能が追加されました！
現地写真管理機能 他



中山間地域等における適切な農業活動に対する支援として、平成12年度から始まった本制度も4期目を迎えました。荒廃農地の増加に伴う**農地の確保、担い手問題等の支援策**として寄与します。

反面、膨大な事務処理が必要となり、さらに補助金対象であるため会計検査も年々厳しくなっていることから、**事務担当者様の負担は増加の一途**をたどっております。

本システムは、**そのご負担を軽減するシステム**です。

長年の実績による様々なノウハウは、操作性及び機能の向上に反映され迅速に事務処理が行えます。そのことで、既に導入された自治体様により、**高い評価**をいただいております。



株式会社 オーエムアイ

制度を理解したコンサルタントシステム

導入前に聞かれた自治体様のご不満

- ✕ 測定と帳票を別々に管理しているため、作成と修正が大変手間。
- ✕ 既存システムでは、複数の確認傾斜データが残らないため不便。
- ✕ データの入力の間違いが分かりにくい。
- ✕ 事務処理に多数の員数が必要。
- ✕ 担当者の引き継ぎが大変である。
- ✕ 異動発生時に、図面・帳票が一元化できていないため、大変である。

本システムの特徴

- ✓ 測定から帳票までの一括管理システム。
- ✓ 操作が簡略化され、作業が簡単にできます。
- ✓ エラーチェック機能で図面入力ミスや数値入力ミスの確認ができます。
- ✓ システム導入により、少数員数で管理ができ、費用対効果があります。
- ✓ 年度の引き継ぎが簡素化できます。
- ✓ 異動（新規・削除・変更）の発生時にも苦になりません。 他多数…

本システムでの作業

「中山間直接支払制度支援システム」で作業を行なう内容は大きく分けて下記の4内容になります。

- ① 集落協定図の作成
- ② 帳票の作成・出力
- ③ 実施区域位置図の作成
- ④ 制度内容との確認（エラーリスト出力によるミス訂正支援）

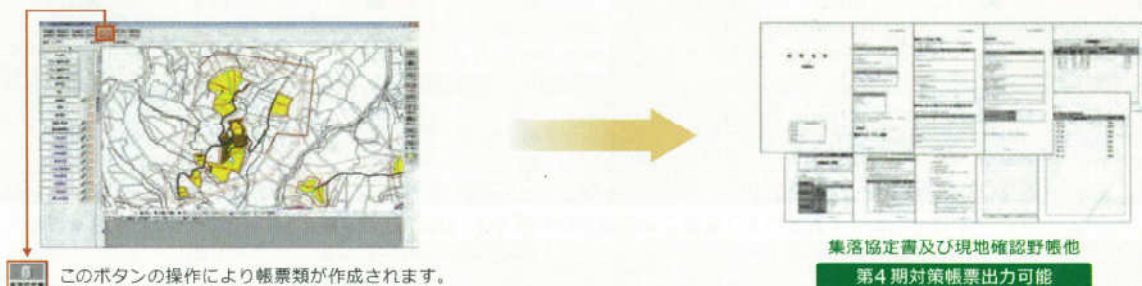
① 集落協定図の作成

画面を表示し1~9の手順（図形作成）を行なうだけで、集落協定の設定ができるとともに、帳票データも完成します。



② 帳票の作成・出力

国が定めた様式に基づいた帳票、事務処理に必要な帳票など、エクセル形式でファイルが作成されます。



③ 実施区域位置図の作成

必要な内容を図化し、管理位置、内容を明確にする図面が作成できます。

※実施区域位置図を作成することは、体制整備準備(1.0割)の必須条件です。



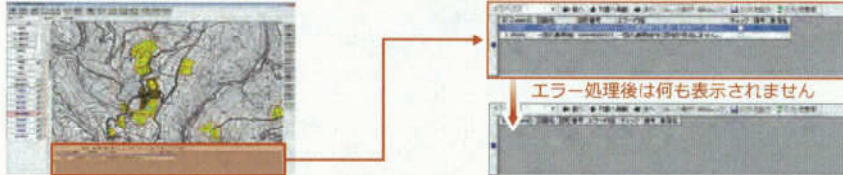
④ 制度内容との確認体制

★ 操作・設定ミスが確認できる便利な機能付き

本制度は国の補助事業であるため、会計実地検査の対象となります。

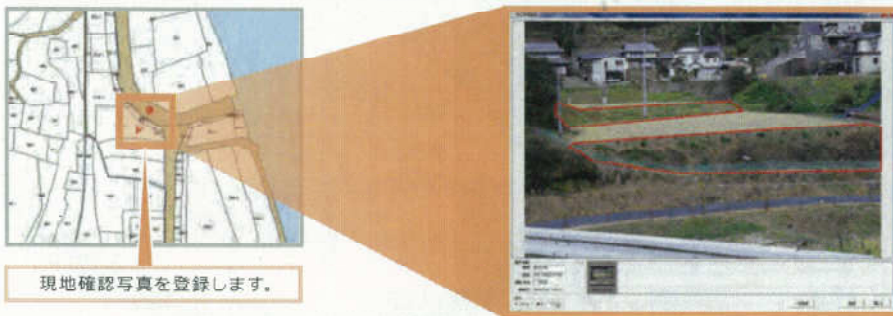
本システムを利用して作業を行う事で、複雑な手続や図面・帳票の一元管理が行え、正確で誤りのない申請を行う事ができるとともに、時間・労力の省力化ができ、費用対効果が果たせます。

また、経年の変化による申請内容も保存しておく事ができますので、検査の際の資料として利用する事ができます。



※誤操作・制度上の誤りについては、「エラーリスト」(独自機能)が表示されますので、エラー内容を解決する事により、要綱に沿ったデータが出来上がります。

⑤ 現地確認写真の管理が可能



★ 現地状況が把握できる

本制度は交付金を受ける上で複雑な規定(傾斜角度・面積算出等)があります。

本システムは、航空写真・地籍図等で現地の状況を確認しながら、規定に沿った内容で自動計算を行います。

※ 別紙参照

★ 図面・帳票の一括管理が可能である

本制度は作業が複雑であるため、異動等で担当者が変わった場合に、引き継ぎ及びその後の制度内容の理解等に多大な労力が必要と考えられます。

本システムは、作業フローを簡略化しますので、引き継ぎ等にも効果を発揮します。また、合併に伴う旧市町村の内容把握にも、システムデータを利用する事で効果的に対応できます。

★ 第4期対策の事務処理が可能である

超急傾斜加算、広域化加算にも対応しています。

★ 報告資料とりまとめに要する時間の短縮

本制度は、年間を通して報告資料作成も必要となってきます。(都道府県など)

本システムに登録する事で、データの集計・取組内容をまとめる事ができることから、新たな作業が発生することなく、報告資料へ転記頂く事で時間が短縮されます。

支援実績

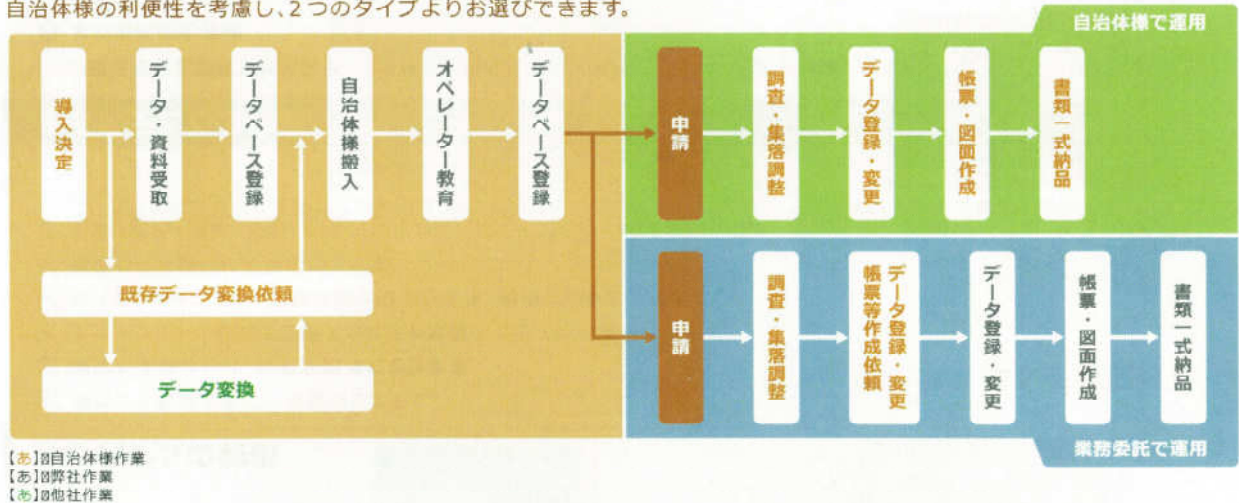
平成12年度から現在までの支援実績は以下の通りです。
作業支援として、「システム導入」と「業務委託」の2通りの選択肢をご提案しています。

	発注者	システム導入	業務委託		発注者	システム導入	業務委託
愛媛県	伊予市	●	●	岡山県	一関市	●	—
	伊方町	●	●		茂木町	●	—
	西予市	●	—		新見市	●	●
	八幡浜市	●	—		真庭市	●	●
	東温市	●	●		赤磐市	●	●
	鬼北町	●	—		高梁市	●	●
	松野町	●	●		和気市	●	●
	四国中央市	●	—		西粟倉村	●	●
	久万高原町	●	—		熊本八代市	●	—
香川県	内子町	●	—	和歌山県	多良木町	●	●
	高松市	●	●		紀の川市	●	●
高知県	まんろう町	●	●	紀美野町	●	●	
	高知市	●	—	かつらぎ町	●	—	
	香南市	●	—	島根県	安来市	●	—
	安芸市	●	—	福岡県	八女市	●	—
	黒潮町	●	—		嘉麻市	●	—
	土佐市	●	●	大分県	田布市	●	●
	中土佐町	●	●	長崎県	松浦市	●	—
	香美市	●	●	鳥取県	江府町	●	●
	南国市	●	●		智頭町	●	●
	大豊町	●	●				
	梶原町	●	●				

システム導入・運用フロー

本制度は、根拠等を明確にするために細かな図面・帳票の作成をする必要があります。
そのため、作業に当たる担当者様の人数によっては、資料の作成だけに追われてしまい、現地調査・集落への指導等が十分に
行えないといった場合も見受けられます。
このような余剰作業を外委託する事により、担当者様は、中山間地域での適切な農業生産活動を促進するという、本来の
目的に注力していただく事ができます。

自治体様の利便性を考慮し、2つのタイプよりお選びできます。



株式会社 オーエムアイ

<http://www.omis.co.jp>

本社	〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲909-1 tel:0893-25-4213 fax:0893-25-1013
西予営業所	〒797-0018 愛媛県西予市宇和町下松葉16 tel:0894-62-4215 fax:0894-62-4215
瀬戸営業所	〒797-0502 愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3972-1 tel:0894-52-0839 fax:0894-52-0839
松山営業所	〒790-0038 愛媛県松山市和泉北3-5-2 tel:089-943-4214 fax:089-931-3789

販売代理店



ジーベック株式会社

<http://www.xebec-net.co.jp/service/municipalities/>

業務支援営業部

■大阪本社

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-8-11
TEL:06-6261-1001 FAX:06-6261-1068

■岡山営業所

〒700-0975 岡山市北区今1丁目11-9
TEL:086-244-7833 FAX:086-244-7834